

# 広島県障害者スポーツ協会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、広島県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、広島県東広島市西条町田口295番3号に所在する広島県立障害者リハビリテーションセンタースポーツ交流センター内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、県内の障害者スポーツを統括する中核的な組織として、全ての県民が障害の有無に関わらず障害者スポーツに親しむとともに、障害者がスポーツ活動を通じて健康の保持・増進や地域社会との交流による社会参加に努め、また競技力の向上に取り組むことができるよう、障害者スポーツの振興を図り、もって活力ある共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者スポーツの普及啓発及び広報に関すること
- (2) 障害者スポーツの調査研究に関すること
- (3) 障害者スポーツの活動場所の確保や環境の改善に関すること
- (4) スポーツ用品の貸出しに関すること
- (5) 県障害者スポーツ大会兼全国障害者スポーツ大会の予選会の開催又は支援に関すること
- (6) 全国障害者スポーツ大会への選手団派遣に関すること
- (7) 障害者スポーツ指導員、ボランティア等の養成に関すること
- (8) 障害者スポーツ競技団体等への支援に関すること
- (9) 障害者スポーツ大会開催への支援に関すること
- (10) 障害者スポーツにおける市町や地域団体等への支援に関すること
- (11) 障害者スポーツ選手の育成・強化に関すること
- (12) 障害者スポーツの国際大会等に出場する選手等への支援に関すること
- (13) 障害者スポーツの振興及び普及に貢献した個人及び団体の表彰に関すること
- (14) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

### 第3章 会 員

(組織)

第5条 協会は、第3条の目的に賛同して入会した、次に挙げる個人又は団体（以下「会員」という。）をもって組織する。

(1) 正会員

ア 障害者スポーツを愛好する個人

イ 障害者スポーツ競技団体

ウ 障害者団体、福祉団体

エ その他関係団体、関係機関

(2) 賛助会員

障害者スポーツに理解を有するとともに、協会の趣旨に賛同し、援助を行う個人又は団体

(入会及び脱会等)

第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 正会員が脱会しようとするときには、理由を付して脱会届を会長に提出しなければならない。

3 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

4 会員が次条に定める会費を1年以上納付しないときは、協会を退会したものとみなす。

5 会長は、会員が協会の会員として不相当と認められるときは、理事会の承認を得て取り消すことができる。

(会費)

第7条 次に掲げる会員は、その区分に応じ、年度ごとに会費を納めなければならない。

(1) 正会員

ア 個人 1口 年額 1,000円

イ 団体 1口 年額 10,000円

(2) 賛助会員

ア 個人 1口 年額 1,500円

イ 団体 1口 年額 15,000円

2 既納の会費は返還しない。

### 第4章 役 員

(役員の設定及び定数)

第8条 協会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 20名以内（会長、副会長及び常務理事を含む。）
- (5) 評議員 25名以内
- (6) 監事 2名

#### （役員を選任）

第9条 理事は、会員、関係団体、行政機関及び協会の活動に理解を有し、援助する者の中から、理事会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会において理事の互選によって定める。
- 3 常務理事は、理事の中から会長が指名する。
- 4 監事は、理事会において選任する。
- 5 評議員は、理事会の承認を得て、会員の中から会長が指名する。
- 6 理事、監事及び評議員（以下、「評議員等」という。）が、任期途中において辞任を申し出たとき、並びにその後任者として前任者の属する団体等から推薦された者を評議員等に選任又は指名する必要があるときは、前5項の規定にかかわらず、会長は当該評議員等の退任を承認し、後任者を選任又は指名することができる。
- 7 前項の規定に基づき退任を承認し、後任者を選任又は指名したときは、会長は次の理事会又は評議員会において報告の上、承認を得なければならない。
- 8 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### （役員職務）

第10条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順序により、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長の命を受け、事務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、事業計画及び収支予算の決定その他協会の業務執行に関する重要な事項を議決し、執行する。
- 5 評議員は、評議員会を構成し、この会則に定める事項について審議するとともに、協会の業務運営に対して協力、援助や意見具申を行い、会長からの諮問に応じる。
- 6 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、協会の財産、事業及び会計を監査し、理事会に出席して監査報告を行い、不正の事実を発見したときは、理事会に報告するとともに、必要があるときは、理事会を招集する。

#### （役員報酬）

第11条 役員は、無給とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 第2項に関し必要な事項は、会長が定め、理事会の承認を得る。

#### （役員任期）

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、会長に辞任を申し出て、会長が承認したときは、辞任することができる。補欠又は増員により選任又は指名された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了したときも、後任者が選任又は指名されるまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、理事現在数の3分の2以上の決議により、会長が解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他協会の趣旨目的に反する行為があると認められたとき。
- 2 前条の規定により役員を解任しようとするときは、解任決議を行う理事会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(アドバイザー)

第14条 会長は、協会の運営全般について指導、助言等を受けるため、アドバイザーを委嘱することができる。

- 2 アドバイザーには、費用を弁償することができる。

## 第5章 理事会

(理事会)

第15条 理事会は、毎年2回以上必要に応じ、会長が招集する。

- 2 会長は、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集の請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

(定足数)

第16条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第17条 理事会の議長は、会長とする。

(権限)

第18条 理事会は次の事項を議決するものとする。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 会長が評議員会での審議等を踏まえ、理事会への付議が適当と認めた事項に関すること。

(5) その他協会運営に係る重要な事項に関すること。

(議決)

第 19 条 理事会の議決は、この会則に別段の定めがあるものを除くほか、議決について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(欠席者の表決)

第 20 条 理事は、理事会に出席できないときは、当該議事につき書面をもって表決し、又は他の理事を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合において、第 16 条及び第 19 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(書面による表決)

第 21 条 会長は、緊急の処理を必要とすると認めた事項については、書面により賛否を求め、これをもって理事会の議決に代えることができる。

2 前項により処理した場合には、会長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

(専決処分)

第 22 条 会長において、理事会の招集及び書面による表決をするいとまのないと認められるとき又は簡易な事項については、専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の理事会においてこれを報告し、承認を求めなければならない。

(議事録)

第 23 条 理事会は、議事録を作成し、出席者代表 2 名が署名捺印し、これを保存する。

## 第 6 章 評議員会

(評議員会)

第 24 条 評議員会は、会長が招集する。

2 会長は、評議員現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集の請求があったときは、すみやかに評議員会を招集しなければならない。

(議長)

第 25 条 評議員会の議長は、評議員会において出席評議員の中から選任する。

(権限)

第 26 条 評議員会は次の事項を審議するものとする。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 会長が評議員会での審議が適当と認めた事項に関すること。
- (5) その他協会の運営に係る重要な事項に関すること。

(議事録)

第 27 条 評議員会は、議事録を作成し、出席者代表 2 名が署名捺印し、これを保存する。

## 第 7 章 専門部会

(専門部会)

第 28 条 協会に、理事会の議決を経て、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長及び委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会は、会長の諮問に応じて、第 4 条に掲げる事業のうち専門的な事項について調査研究や企画立案を行うとともに、必要な意見具申を行う。
- 4 専門部会の運営に関する事項は、会長が別に定める。

## 第 8 章 財 務

(経費の支弁)

第 29 条 協会の経費は、次に挙げるものをもって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 負担金、補助金及び交付金
- (3) 委託金
- (4) 寄附金
- (5) その他の収入

(事業年度及び会計年度)

第 30 条 協会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の承認議決を得なければならない。ただし、承認議決を受ける理事会の日まで、前年度予算を基準として執行することができる。

(事業報告及び収支決算)

第 32 条 協会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、理事会の承認議決を得なければならない。

(特別会計)

第 33 条 協会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

第 34 条 協会は、理事会の議決を経て基金を設けることができる。

## 第 9 章 事務局

(設置)

第 35 条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。
- 4 前項の場合には、会長は、次の理事会にその旨を報告しなければならない。
- 5 事務局の職員は、有給とすることができる。
- 6 事務局の組織、運営及び管理に関する事項は、会長が別に定める。

## 第 10 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 36 条 協会の会則を変更しようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の同意議決を得なければ、変更することができない。

(解散)

第 37 条 協会は、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の同意議決を得なければ、解散することができない。

(残余財産の帰属)

第 38 条 協会が解散等により清算する場合の残余財産は、理事会の議決を経て、類似する目的を有する他団体又は広島県に贈与するものとする。

## 第 11 章 補 則

(補則)

第 39 条 この会則に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

- 2 前項の場合には、会長は、次の理事会にその旨を報告しなければならない。

## 附 則

- 1 この会則は、平成 28 年 1 月 14 日から施行する。
- 2 この協会の設立当初の理事は、第 9 条の規定にかかわらず、別表の役員名簿のと

おりとする。

3 この協会の設立当初の役員の任期は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

4 この協会の設立当初の事業年度及び会計年度は、第 30 条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。



(別表)

## 広島県障害者スポーツ協会役員名簿

<理事：17名>

役 職	所 属	所属団体等の役職	氏 名
会 長	公益財団法人 広島県セーリング連盟	会 長	山根 恒弘
副会長	一般社団法人 広島県身体障害者団体連合会	会 長	鎌刈 拓也
副会長	一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会	会 長	副島 宏克
常務理事	広島県立障害者リハビリテーションセンター スポーツ交流センター・おりづる	館 長	川崎 義彦
理 事	広島県商工会議所連合会	事務局長	植野 実智成
理 事	一般社団法人 広島県医師会	常任理事	小笠原 英敬
理 事	公益社団法人 広島県精神保健福祉家族会連合会	会 長	岡本 智恵子
理 事	広島県健康福祉局	局 長	笠松 淳也
理 事	特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・広島	理事長	久笠 信雄
理 事	広島県市長会・広島県町村会	事務局長	清水 和則
理 事	公益財団法人 広島県体育協会	事務局長	堂本 ひさ美
理 事	広島大学大学院	助 教	前田 慶明
理 事	広島経済大学経済学部スポーツ経営学科	准教授	松本 耕二
理 事	広島県教育委員会	教育部長	諸藤 孝則
理 事	広島大学	副理事	山内 雅弥
理 事	広島県特別支援学校長会	会 長	山口 秀美
理 事	広島県障害者スポーツ指導者協議会	会 長	山下 慎

(敬称略。会長，副会長，常務理事を除き五十音順)